

掲示文書一覧(市長分)

令和7年10月8日

種別	番号	題名	主管課
規則	52	土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則の一部を改正する規則	区画整理課
告示	507	差押調書(謄本)の公示送達について	納税課
告示	508	差押調書(謄本)の公示送達について	納税課
告示	509	認可地縁団体に関する告示事項の変更について	市民活動推進課
公告	575	収容動物の公示について	動物管理センター

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市規則第 52 号

令和 7年10月 8日

姫路市長 清 元 秀 泰

土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則の一部を改正する規則

土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則（昭和47年姫路市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第21条中「午前8時35分」を「午前9時」に、「午後5時20分」を「午後5時」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

姫路市告示第 507号

令和 7年10月 8日

姫路市長 清 元 秀 泰

差押調書（謄本）の公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の書類を
保管しているため、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

- 1 送達を受けるべき者の氏名
下村 修也
- 2 送達すべき書類
差押調書（謄本）

姫路市告示第 508号

令和 7年10月 8日

姫路市長 清 元 秀 泰

差押調書（謄本）の公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の書類を
保管しているため、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の名称

日数谷 亘

2 送達すべき書類の名称

差押調書（謄本）

姫路市告示第 509号

令和 7年10月 8日

姫路市長 清 元 秀 泰

認可地縁団体に関する告示事項の変更について

下記の認可地縁団体から地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

記

- 1 団体名並びに変更があった事項及びその内容
別紙のとおり
- 2 変更認可年月日
別紙のとおり

(別 紙)

1 亀山自治会

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の住所	姫路市亀山312番地	姫路市亀山250番地	平成29年5月27日
代表者の氏名	大島 裕	柳川 芳廣	

姫路市公告第 575号
令和 7年10月 8日

姫路市長 清 元 秀 泰

収容動物の公示について

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第36条第2項の規定により、下記の動物を収容したので、公示します。

記

収容年月日	収容場所	種類	種別	性別	毛色	体格	特徴	負傷の程度	保管の場所
令和7年 9月10日	姫路市野里	猫	ミックス	メス	キジトラ	小	首輪なし	重症	姫路エルザ動物病院

- 1 公示期間は、令和 7年10月 8日から令和 7年10月10日までとします。
- 2 公示期間満了後1日以内に引き取らないとき又は引き取る旨の申出のないときは、この動物は処分します。
- 3 収容動物を引き取る場合は、下記の電話番号に連絡の上、収容動物の保管に要した費用及び返還に要する費用を持参してください。
- 4 引取り場所 姫路市東郷町1451番地3 姫路市動物管理センター 電話番号（281）9741